

○平塚市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和59年3月1日

規則第9号

改正 昭和62年3月16日規則第5号

平成24年3月30日規則第19号

平成26年1月14日規則第1号

令和3年6月1日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市自転車等の放置防止に関する条例(昭和58年条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「店舗等面積」とは、大型店舗等が直接営業の用に供する床面積に、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス施設、承り所、物品加工修理場、一般応接室、ロビーその他一般の利用に供する部分の床面積を加えた床面積をいう。

(大型店舗等)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び官公署等の公益的施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表の左欄の1の用途に供する施設(以下「単一用途施設」という。)で、当該用途に応じ同表の中欄の規模に該当するもの
- (2) 別表の左欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)で、当該用途ごとにそれぞれ同表の右欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上となるもの

(自転車等駐車場の設置基準)

第4条 条例第7条に規定する規則で定める自転車等駐車場の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定により店舗等面積が5,000平方メートル以下の大型店舗等を新築しようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の設置基準は、次のとおりとする。

ア 単一用途施設にあつては、別表の左欄の用途に応じて同表の右欄により算定した規模

イ 混合用途施設にあつては、別表の左欄の用途ごとにそれぞれ同表の右欄により算定した規模を合計した規模

(2) 条例第6条第1項の規定により店舗等面積が5,000平方メートルを超える大型店舗等を新築しようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の設置基準は、次のとおりとする。

ア 単一用途施設にあつては、店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分について別表の左欄の用途に応じて同表の右欄により算定した規模に、店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分について同表の左欄の用途に応じて同表の右欄により算定した規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模

イ 混合用途施設にあつては、(ア)及び(イ)に掲げる面積の区分に応じ、別表の左欄の用途ごとにそれぞれ(ア)及び(イ)に定めるところにより算定した規模を合計した規模

(ア) 店舗等面積が5,000平方メートルまでの部分 5,000平方メートルに別表の左欄の用途に係る店舗等面積が店舗等面積の全体に占める割合((イ)において「用途別割合」という。)を乗じて得た面積について同表の右欄により算定した規模

(イ) 店舗等面積が5,000平方メートルを超える部分 店舗等面積から5,000平方メートルを減じた面積に用途別割合を乗じて得た面積について別表の右欄により算定した規模に2分の1を乗じて得た規模

(3) 条例第6条第1項の規定により次に掲げる増築をしようとする者が設置しなければならない自転車等駐車場の設置基準は、当該増築後の施設を全て新築したとみなして前2号の規定により算定した規模から、既に設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模とする。

ア 単一用途施設についての別表の中欄の規模となる増築又は単一用途施設で当該規模のものについての増築

イ 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設の用途ごとにそれぞれ別表の右欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が2

0 台以上となる増築

(4) 大型店舗等が商業地域等の内外にわたるときは、当該大型店舗等のうち商業地域等として定められていない区域に存する部分を存しないものとみなして、前3号の規定を適用する。

(5) 条例第6条第2項の規定により大型店舗等の設置者が設置するよう努めなければならない自転車等駐車場の設置基準は、前各号の規定を準用する。

(6) 前各号の規定により算定した台数に1台に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 前項第3号の増築後の施設は、次の表の左欄に掲げる増築する施設の用途及び同表の中欄に掲げる商業地域等に定められた時期の区分に応じて、同表の右欄に掲げる対象外となる部分を当該増築後の施設から除いたものとする。

| 増築する施設の用途        | 商業地域等に定められた時期 | 対象外となる部分             |
|------------------|---------------|----------------------|
| 別表第1号から第4号までのもの  | 昭和59年4月1日前    | 昭和59年4月1日前に建築された部分   |
|                  | 昭和59年4月1日以後   | 商業地域等に定められる前に建築された部分 |
| 別表第5号から第12号までのもの | 平成24年4月1日前    | 平成24年4月1日前に建築された部分   |
|                  | 平成24年4月1日以後   | 商業地域等に定められる前に建築された部分 |

(自転車等駐車場の設置の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 大型店舗等の用途及び店舗等面積

(3) 自転車等駐車場の位置及び規模

(4) 自転車等駐車場の構造及び設備

(5) 自転車等駐車場の位置図

(6) その他市長が特に必要と認める事項

(放置禁止区域の指定の告示等)

第6条 条例第9条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとし、その期間は、14日とする。

(1) 指定の根拠

(2) 指定年月日

(3) 指定区域

(4) 指定区域の地図

(5) 放置行為の禁止

(6) 放置した場合の措置

2 条例第9条第3項の規定による掲示は、前項の告示に準ずる事項を表示した掲示板のほか、放置禁止区域内であることを表示する路面標示又は標識板を設置することにより行うものとする。

(放置禁止区域以外の放置期間)

第7条 条例第12条第4項に規定する相当の期間は、放置された日から起算して7日とする。ただし、通行の支障の防止その他市長が特に必要と認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(保管期間)

第8条 条例第13条第1項に規定する一定の期間は、同条第4項の規定に基づく告示の日から起算して2月とする。

(保管の告示等)

第9条 条例第13条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとし、その期間は、14日とする。

(1) 移動理由

(2) 移動対象区域

(3) 移動年月日

(4) 移動して保管した自転車等の台数

(5) 保管場所

(6) 保管期間

(7) 引取方法

ア 引取期間

イ 引取場所その他必要事項

(8) 引取りのない場合の措置

(9) 連絡先

2 条例第13条第4項に規定する必要な措置として講ずる掲示は、前項の告示に準ずる事項を表示した案内板を設置することにより行うものとし、その期間は、告示の日から起算して14日とする。

(自転車等の引取り)

第10条 条例第13条第1項の規定により保管している自転車等の利用者等は、当該自転車等を引き取るときは、市長に放置自転車等返還受取書（第1号様式）を提出しなければならない。

(移動、保管等に係る費用の免除)

第11条 条例第14条第2項に規定する規則で定める特別の理由は、次に掲げる場合とする。

(1) 盗難にあつた自転車等について、撤去の前日までに警察署に被害届が提出されているとき。

(2) 前号に掲げるほか、市長が正当な理由があると認めるとき。

2 条例第14条第2項の規定による免除を受けようとする者は、自転車等移動等費用免除申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例施行の日（昭和59年4月1日）から施行する。

附 則（昭和62年3月16日規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月14日規則第1号）

この規則は、平成２６年２月１日から施行する。

附 則（令和３年６月１日規則第４０号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

| 施設の用途                                          | 施設の規模                 | 自転車等駐車場の規模           |
|------------------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| （１） 百貨店、スーパーマーケットその他各種物品販売業を営む店舗               | 店舗等面積が３００平方メートルを超えるもの | 店舗等面積２０平方メートルごとに１台以上 |
| （２） 銀行その他これに類する金融機関                            | 同上                    | 同上                   |
| （３） 遊技場                                        | 同上                    | 店舗等面積１０平方メートルごとに１台以上 |
| （４） 劇場、映画館その他これらに類するもの                         | 同上                    | 店舗等面積２０平方メートルごとに１台以上 |
| （５） 喫茶店、レストランその他これらに類する飲食を提供する施設               | 同上                    | 同上                   |
| （６） レンタルビデオ店その他これに類する事業所                       | 同上                    | 同上                   |
| （７） 専修学校、各種学校、学習塾、語学教室、料理教室、自動車教習所その他これらに類する施設 | 同上                    | 同上                   |
| （８） 体育館、ボーリング場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブその他これらに類する施設    | 同上                    | 同上                   |
| （９） イベントホール、カラオケボックスその他これらに類する施設               | 同上                    | 同上                   |
| （１０） 病院、診療所その他これらに類する施設                        | 同上                    | 同上                   |

|                                     |    |    |
|-------------------------------------|----|----|
| ( 1 1 ) 郵便局その他これに類する施設              | 同上 | 同上 |
| ( 1 2 ) 市役所、税務署、図書館、集会所その他これらに類する施設 | 同上 | 同上 |

第1号様式（第10条関係）

放置自転車等返還受取書

（提出先）

平塚市長

|                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 自 転 車 等 の 持 ち 主 |                                       |
| 持 ち 主 と の 関 係   | 本人 ・ 家族 ・ その他（                      ） |
| 自 転 車 等 の 種 類   | 自転車 ・ バイク（標識番号                      ） |
| 保 管 台 帳 番 号     |                                       |

保管されていた上記の自転車・バイクを確かに受け取りました。

年      月      日

受取人              住      所 \_\_\_\_\_

氏      名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

（事務処理欄）

| 保 管 料 | 受 付 者 | 身 分 確 認                                                |
|-------|-------|--------------------------------------------------------|
|       |       | 運転免許証・健康保険証・学生証・個人番号カード<br>その他（                      ） |

第 2 号様式（第 1 1 条関係）

自転車等移動等費用免除申請書

|                                                                                                                                                                       |                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>年    月    日</div> <div>(提出先)<br/>平塚市長</div> <div>申請者 <u>住所</u><br/><u>氏名</u></div> <p>平塚市自転車等の放置防止に関する条例第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用の免除を申請します。</p> |                                                                                                                   |
| 自 転 車 等 の 種 類<br>及 び 免 除 の 金 額                                                                                                                                        |                                                                                                                   |
| 申 請 理 由                                                                                                                                                               |                                                                                                                   |
| 保 管 台 帳 番 号                                                                                                                                                           |                                                                                                                   |
| 申 請 の 確 認                                                                                                                                                             | <div><input type="checkbox"/> 盗難届</div> <div><input type="checkbox"/> その他</div>                                   |
| 決 定 区 分                                                                                                                                                               | <div><input type="checkbox"/> 免除する。            免除金額            円</div> <div><input type="checkbox"/> 免除しない。</div> |

備考 太線枠内のみ記入してください。

第 1 号様式（第 1 0 条関係）

第 2 号様式（第 1 1 条関係）